

国住指第1703号
平成27年7月30日

関係都府県
建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について
(技術的助言)

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料に係る不正事案については、「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合等について」（平成27年3月13日付け国住指第4785号）及び「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料に係る55棟以外の不正事案について」（平成27年4月21日付け国住指第308号）により、所要の対策を講じるよう依頼したところですが、今般、免震材料の不正事案に係る物件の違反是正の標準的な取扱い等について下記のとおりとりまとめましたので、通知します。

また、貴管内の関係特定行政庁並びに貴知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び指定性能評価機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 対象建築物

東洋ゴム工業（株）製の免震材料のうち、大臣認定基準への不適合が判明したもの又は大臣認定基準への適合性が不明なものが設置された建築物

2. 建築基準法令への適合性の確認

対象建築物に係る建築基準法令への適合性の確認においては、今回の東洋ゴム工業（株）による違反行為の内容を踏まえ、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 大臣認定基準への不適合が判明した免震材料は、建築基準法（以下「法」という。）第37条の規定に違反しているため、交換改修により新たに設置する免震材料については、法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- ② 交換改修に当たっては、交換改修後の建築物が、法第20条に適合することを確認すること。

なお、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成 12 年建告第 2009 号）第 6 に規定する構造計算を行って建築した免震建築物については、以下の点に留意されたい。

- ア 大臣認定基準への不適合が判明した免震材料が設置されていることをもって、ただちに当該告示に違反した建築物となるものではないこと。
- イ 平成 19 年に当該告示における G_s の算定方法について基準が強化されているが、平成 19 年改正以前に建築した建築物が当該告示における G_s の算定方法に関する現行の規定に適合していないことをもって、ただちに当該規定について法第 3 条第 3 項第 1 号に規定する「従前の規定に違反している建築物の部分」を有することとなるものではないこと。

3. 違反是正の手順

(1) 交換改修計画の提出の求め

対象建築物について、所有者等に対して、法第 12 条第 5 項の規定に基づき、2. を踏まえた交換改修計画を作成し、特定行政庁に提出するよう求めること。

その際、所有者等に対して、以下のいずれかの手続きを受けるよう求めること。

ただし、法第 20 条第 1 項第 1 号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築物について、当該認定の内容に適合するように交換改修する場合又は免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件第 6 に規定する構造計算を行って建築した免震建築物について、当該建築物を免震建築物とした当初の設計図書の内容に適合するように交換改修する場合には、以下の手続きは必要ない。

- ① 超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1461 号）等に基づき交換改修計画の構造計算を時刻歴応答解析により行う場合は、指定性能評価機関による評価を受けた後、法第 20 条第 1 項第 1 号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けること
- ② 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件第 6 に基づき交換改修計画の構造計算を行う場合は、必要に応じて、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関による評価を受けること

(2) 交換改修計画の確認

所有者等から交換改修計画が提出された場合には、2. を踏まえ、建築基準法令に適合していることを審査し、確認すること。その際、(1) の認定又は評価を受けた場合には、その認定又は評価結果を踏まえて確認すること。

また、所有者等に対して、法第 12 条第 5 項の規定に基づき、交換改修工事の完了後速やかに特定行政庁に報告するよう求めること。

(3) 交換改修工事の完了報告の確認

所有者等が交換改修工事を実施し、完了報告が提出された場合には、交換改修工事が交換改修計画のとおり完了したことを確認すること。

4. その他

(1) 免震材料の大臣認定の取消し

今回の免震材料の不正事案により、下表のとおり、免震材料の大臣認定が取り消されているので、留意すること。

表 今回の免震材料の不正事案により取消しを行った免震材料

認定取消し日	構造方法等の名称	認定番号	認定日
平成 27 年 3 月 13 日	東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(※1)	MVBR-0317	平成 18 年 10 月 25 日
平成 27 年 3 月 13 日	東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(※1)	MVBR-0343	平成 19 年 4 月 26 日
平成 27 年 3 月 13 日	東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承	MVBR-0438	平成 23 年 10 月 25 日
平成 27 年 7 月 30 日	東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(※2)	MVBR-0130	平成 14 年 6 月 17 日
平成 27 年 7 月 30 日	東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承(※2)	MVBR-0162	平成 15 年 2 月 28 日

※1 せん断弾性係数 0.35 の免震材料にあつては、他の免震材料の大臣認定において定められた基準に適合する場合には、交換改修計画において当該認定の製品と取り扱って差し支えない。

※2 認定取消しは、せん断弾性係数 0.39 の免震材料の部分に限る。

(2) 関係者の指導

必要に応じて、対象建築物に関与した東洋ゴム工業（株）、設計者、工事施工者、販売事業者等に対して、所有者等の交換改修に協力するとともに、交換改修計画案等について所有者等に丁寧に説明し、理解を得るよう指導すること。

なお、2. 及び 3. による取扱いは、建築基準法令への適合性の確認のための取扱いを示したものであり、当事者間の契約により、免震建築物とした当初の設計において求められていた性能を回復するための交換改修の取扱いについて言及するものではない。

(参 考)

免震材料の不正事案に係る物件の違反是正のフロー

